（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第十条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条を次のように改める。

（平成二十二年度における子ども手当の支給を受けている者に関する特例）

第七条　平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間における第一条、第六条、第十二条第二項、第二十三条第二項、第二十四条の四及び第二十九条の規定の適用については、第一条中「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、「第七条第十号から第十一号まで、法附則第八条の規定により読み替えて適用する法第七条第十一号の二、法第七条第十三号」と、第六条の見出し中「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、同条中「法第七条第十一号の二」とあるのは「法附則第八条の規定により読み替えて適用する法第七条第十一号の二」と、「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、第十二条第二項第五号中「児童手当法第七条」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第六条」と、「又は児童手当」とあるのは「又は子ども手当」と、第二十三条第二項第五号及び第二十四条の四第六号中「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、第二十九条の見出し中「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、同条中「法第二十九条の二」とあるのは「法附則第八条の規定により読み替えて適用する法第二十九条の二」と、「児童手当」とあるのは「子ども手当」とする。

第十一条　社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）」を「、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）」に改める。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法に係る特例）

2　平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定が適用される場合における第八条、第十一条及び第十二条の規定の適用については、第八条第六項中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定による児童手当法」と、第十一条第六項及び第十二条第三項中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定による児童手当法」とする。

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法に係る特例）

2　平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条の拠出金に関する第三条の規定の適用については、同条第二号中「昭和四十六年法律第七十三号」とあるのは、「昭和四十六年法律第七十三号。平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。」とする。

（日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正）

第十四条　日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第三百十号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（児童手当法施行令の一部改正に伴う経過措置）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三条の二　平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第七十五号）の規定が適用される場合における前条の規定の適用については、同条中「第三条の規定による改正後の」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第七十五号）第五条の規定により適用する」と、「適用については、」とあるのは「適用については、当分の間、」とする。

（財務省組織令の一部改正）

第十五条　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

附則第七条に次の一項を加える。

2　当分の間、第九十一条第六号中「の徴収」とあるのは、「の徴収及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十二条第四項から第七項までの規定に基づき行う拠出金その他同法の規定による徴収金の徴収」とする。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第十六条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第九条　当分の間、第十条第十五号中「児童手当」とあるのは「児童手当及び子ども手当」と、同条第十六号及び第十七号中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第十四条第七号中「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の規定による拠出金」と、同条第十二号中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第九十七条第四号中「児童手当」とあるのは「児童手当及び子ども手当」と、同条第五号及び第六号並びに第百二十条第九号中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百三十条の二第四号中「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の規定による拠出金」とする。

平成二十二年度における児童手当法及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用する児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

総務大臣　原口　一博
法務大臣　千葉　景子
財務大臣　菅　**直**人
厚生労働大臣　長妻　昭
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

内閣総理大臣　鳩山由紀夫